

計画段階評価の評価手法について

1. 計画段階評価の検討状況

平成 22 年 8 月 9 日、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため直轄事業等の事業評価において「計画段階における事業評価(計画段階評価)」が導入された。

平成 22 年 11 月より土器川において計画段階評価を試行するとともに、経過措置として平成 23, 24 年度予算に係る新規事業について新規事業採択時評価と併せて計画段階評価を実施している。

2. 細目の考え方(案)

これまでの検討状況を踏まえ、基本方針(案)に基づき、河川及びダム事業の計画段階評価を実施するための運用を細目(案)として定めることとする。

①事業の範囲

基本方針(案)第4に基づき、河川及びダム事業のうち以下の事業を除く全ての直轄事業等を対象とする。

- (1) 河川工作物関連応急対策事業
- (2) 河川維持修繕事業及び堰堤維持事業等維持・修繕に係る事業
- (3) 河川激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る事業
- (4) 災害復旧に係る事業

(新規事業採択時評価と同様)

②評価の単位

河川及びダム事業における計画段階評価の実施単位(以下「評価単位」という。)は、達成すべき政策目標に応じて適切に設けることとする。

注) 計画段階評価と新規事業採択時評価の評価単位は一致する必要はない。計画段階評価時点では予算化する事業の範囲が確定されていないことから、計画段階評価が実施された事業内容については一部分を抜き出すあるいは複数の事業を組み合わせて予算化することも可とする。

③評価の実施時期

河川及びダム事業においては、新規事業採択時評価の前年度までに実施することを原則とする。ただし、災害や事故の発生、兆候又はおそれにより緊急の実施を要すると認められる事業等を行う場合は、新規事業採択時評価と同年度又はあわせて実施することができるものとする。

④評価の実施主体

河川整備計画の策定等、河川及びダム事業の事業内容の検討・決定は地方整備局等が主体となっていることから、計画段階評価の実施主体は地方整備局等とする。

⑤都道府県からの意見聴取

基本方針(案)第4の3③における「関係する都道府県・政令市等」は、河川法第60条第1項及び第63条第1項の規定に基づき費用を負担する都道府県とする。

(新規採択時評価と同様)

⑥計画段階評価の手法

基本方針(案)第3及び第4の5に基づき、原則として以下の項目に基づき計画段階評価を実施するものとする。

○基本方針(案)第3①「事業の目的となる解決すべき課題・背景を把握してその原因を分析する」に係る項目

1. 流域及び河川の概要
 - ・流域の概要
 - ・河川の概要
 - ・河川整備の経緯 等
2. 課題の把握、原因の分析

○基本方針第3②「達成すべき政策目標を明確化する」に係る項目

3. 政策目標の明確化、具体的な達成目標の設定
 - ①達成すべき政策目標
 - ②具体的な達成目標

○基本方針第3③「事業内容の妥当性等について、代替案等を提示した上で、具体的データやコスト等により比較・評価を行う」に係る項目

4. 対策案の提示、比較、評価

「4. 対策案の提示、比較、評価」においては、政策目標に応じて幅広い対策案を検討することとする。対策案が多い場合には、概略評価を行い2～5案程度の対策案を抽出して総合評価を行うこととする。

⑦河川整備計画の策定・変更手続きの活用を図る場合

河川整備計画の策定・変更の手続きを活用する場合は、計画段階評価の対象とする事業内容、評価結果及び対応方針(案)を明らかにするものとする。